

要配慮者利用施設（病院を除く）に係る避難確保計画
〔簡易版（小規模施設等）〕（案）

この簡易版は、別に作成している「要配慮者利用施設（病院を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（案）」では作成が困難な小規模施設等を対象とし、法令に基づく必要最小限の事項を記載するものとして、簡易的な計画のイメージを示したものです。
必要に応じて、参考にして下さい。

平成〇〇年〇〇月〇〇日
(施設の所有者又は管理者の名称)

「〇〇〇〇（施設名）」における洪水時の避難確保計画

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり「〇〇〇〇（施設名）」の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の適用範囲

この計画は、「〇〇〇〇（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用する。

3. 防災体制

洪水の状況に応じ、以下の体制を発令して活動を行う。

体制	タイミング	活動内容
注意体制	・大雨洪水注意報発表 ・〇〇川氾濫注意情報の発表	・注意体制の確立を従業員等に周知 ・気象情報、洪水予報等の情報収集
警戒体制	・避難準備情報の発令 ・大雨洪水警報の発表 ・〇〇川氾濫警戒情報の発表	・警戒体制の確立を従業員等に周知 ・気象情報、洪水予報等の情報収集 ・避難誘導資材の準備 ・利用者等への情報の周知
非常体制	・避難勧告等の発令 ・大雨特別警報の発表 ・〇〇川氾濫危険情報の発表 ・危険の前兆を確認	・非常体制の確立を従業員等に周知 ・気象・洪水情報、周辺情報の収集、周知 ・利用者等の避難誘導 (未避難者等の確認を含む)

※災害時要援護者に対しては、早期避難等の呼びかけを行う。

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

気象及び洪水情報等の主な収集方法は、以下のとおりとする。

- 1) 気象情報 テレビ、ラジオ、インターネット
岐阜地方気象台 HP : <http://www.jma-net.go.jp/gifu/>
- 2) 洪水予報等 〇〇市からメール（FAX）、インターネット、
ぎふ川と道のアラームメール : <https://service.sugumail.com/gifu/member/>
岐阜県川の防災情報 : <http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>
- 3) 避難勧告等 防災情報無線、インターネット

(2) 情報伝達

- 1) 利用者等 利用者（勤務者含む）に、館内放送、ハンドマイク等により周知
- 2) 関係機関 避難の開始時及び完了時は、〇〇市に報告
 〇〇市〇〇課 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 「これより●●避難所へ避難します」、「避難を完了しました」

5. 避難誘導

- ・ 避難開始時期 非常体制の発令又は移行時
- ・ 避難場所 周辺に浸水がない場合は、〇〇市●●避難所
 周辺に浸水が確認された場合や、利用者の健康状態により避難場所
 への避難が困難な場合は、施設の上階や周辺の高い建物（●●ビル）
 に避難するものとする。
 ※避難経路は、浸水等の状況を考慮して安全なルートを選定し、
 案内図を作成しておく

6. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達、避難誘導に使用する設備等は、以下を参考に準備を行う。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、ファクシミリ、携帯電話、懐中電灯、電池
避難誘導	携帯電話、懐中電灯、ハンドマイク

上記の機材については日頃から点検し、維持管理に努める。

7. 防災教育及び訓練の実施

施設の従業員に対し、出水期の前に、年1回以上の研修及び訓練を行う。

研修：情報収集・伝達等の避難確保計画の内容に関する研修

訓練：避難誘導に関する実地又は机上の訓練

8. 自衛水防組織（設置する場合に記載）

施設の管理者は、洪水時の避難確保を行うために以下の自衛水防組織を編成する。

1) 統括管理者（1名）

統括：□□ □□ 洪水時における対応の指揮命令・監督等に関する一切の
権限を有し、自衛水防組織を統括する。

2) 総括・情報班

班長：□□ △△ 自衛水防活動にかかる状況把握、情報の記録や洪水に関
する情報の収集や利用者への避難情報の提供、関係機関と
の連絡・調整を行う。

3) 避難誘導班

班長：△△ ○○ 避難誘導の実施や未避難者、要救助者の確認等を行う。

[編成]

